



環境・くらし

環境部 谷和原庁舎建設課

☎58・2111 (内線5207)

所有地は適正に管理しましょう

樹木は早めに剪定を

道路に接する民地などで管理している樹木や生垣が、枝葉を落したり、道路上に伸び出ていることがあります。車両や歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす原因となります。これらが原因で事故が発生した場合は、当該樹木の所有者が責任を問われることがあります。

土砂の流出にも注意

大雨により、田畑や荒地などの民地から道路に土砂が流出している場合があります。土砂が道路に流出すると、側溝のつま



りや道路幅員の減少を引き起こすなど、通行の支障となります。土地所有者および土地管理者の皆さんは適正な管理をお願いします。

◆作業上の注意事項◆

- ◎電線や電話線がある箇所の作業は危険が伴いますので、事前に最寄りの東京電力やNTTに確認してください。
- ◎通行車両や歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止など十分にご注意ください。

【連絡先】

○東京電力茨城カスタマーセンター (停電・設備に関する問い合わせ)
☎0120・995・007

○NTT東日本 ☎113 (局番なし)

※携帯電話やNTT東日本以外の固定電話からの場合
☎0120・444・113



環境・くらし

環境部 谷和原庁舎生活環境課

☎58・2111 (内線3306)

不法投棄は「しない・させない・許さない」

■安易に土地を貸さない

山林、河川敷、空き地などに廃棄物が投棄されたり、車からごみがポイ捨てされるといった廃棄物の不法投棄事案があとを絶ちません。また、土地所有者が安易に土地を貸してしまった結果、大量の廃棄物が持ち込まれたり、質の悪い残土などが持ち込まれるといった事案も多数発生しています。

このような不法投棄事案は、何といっても未然に防止することが重要です。そのためにも、土地の所有者・管理者の皆さんは、安易に土地を提供し、結果として違法行為の手助けをすることにならないようご注意ください。



また、土地の所有者・管理者の皆さんは、日頃から土地の見回りや柵の設置を行うなど、未然防止に努めるようお願いいたします。さらに、廃棄物の不法投棄は、他人の土地はもとより、自分の土地であっても許される行為ではありません。

不法投棄は罪が重く、個人の場合「5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金」また、法人の場合で悪質なケースは、「3億円以下の罰金」が規定されています。「しない・させない・許さない」を合言葉に市と市民の皆さんが一体となって不法投棄の未然防止に取り組むようご協力をお願いします。

■不法投棄している現場を見かけたら通報を

◎不法投棄110番 ☎0120・536・3800
みんなであらなくみはれ

▼受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分(受付時間外は警察まで)

【問い合わせ】

県廃棄物対策課 ☎029・301・3033

令和2年第4回市議会定例会日程のお知らせ

期日	会議	内容
11月 25日(水)	本会議	開会、議案の上程および説明
11月 30日(月)	本会議	一般質問
12月 1日(火)	本会議	一般質問
12月 2日(水)	本会議	一般質問、議案の委員会付託
12月 3日(木)	委員会	補正予算特別委員会
12月 4日(金)	委員会	総務常任委員会
12月 7日(月)	委員会	教育民生常任委員会
12月 8日(火)	委員会	経済常任委員会
12月 11日(金)	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

※日程などは変更になる場合があります。なお、会期日程は、議会運営委員会(通常は開会日の7日前に開催)で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、事前に議会事務局までお問い合わせください。

環境部 谷和原庁舎議会事務局 ☎58・2111 (内線6202)